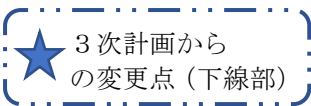


【第4次千葉市食育推進計画 骨子案について】



1 計画策定にあたって

1 計画策定の経緯

- (1) 国の動向
- (2) これまでの千葉市の食育推進

2 第4次千葉市食育推進計画策定の概要

- (1) 計画の位置づけ
 - ・食育基本法第18条第1項の規定に基づく市町村食育推進計画
 - ・「健やか未来都市ちばプラン」など本市の関連計画との整合性を図り、国の「第4次食育推進基本計画」、「第4次千葉県食育推進計画」の基本的な考えを踏まえた上で、本市の地域特性や実状を反映。
- (2) 第4次千葉市食育推進計画の方向性

市民一人ひとりが食の大切さを考え、健康で心豊かな生活が送れるよう、食育に関する施策を総合的・計画的に推進するため、市民や行政、関係機関・団体等が連携して取り組むための行動計画として策定。

★ 3 計画期間 令和6年度から9年までの4年間

2 食をめぐる現状と課題（これまでの取り組み（3次計画）の評価と課題）

1 市の概況 2 第3次千葉市食育推進計画の概要

3 指標の達成状況（第3次計画）

目標達成 3 改善 2 変化なし 2 1 悪化 7

- 一部抜粋
- ・生活習慣病の予防や改善のために気をつけた食生活を実施している人の割合は増加し、*目標達成*。
 - ・小学校給食における地場農産物を使用する割合は増加し、*目標達成*。
 - ・食育に関心のある市民の割合に*変化なし*。
 - ・共食（食事を1人で食べる子どもの割合）は、幼稚園で*悪化*。
 - ・朝食を欠食する市民の割合は小学5年生、中学2年生で増加し、*悪化*。
 - ・子ども（小学5年生）の肥満は増加し、*悪化*。

4 市の食育の現状 食育に関するアンケート調査結果等を活用し、千葉市の現状を評価し、課題を分析する。

3 食育推進の方向性（基本理念・基本目標等）

1 基本理念

子どもから大人まで、市民一人ひとりが「食」を大切にし、正しい知識と選ぶ力を身につけ、健全な食生活を実践することで、「こころ」と「からだ」の健康と豊かな人間性を育む。

2 基本目標（変更）

キーワード「つながる食育」

★ I <u>健康</u> につながる食育の推進 市民が生涯を通じて健康でいられるよう望ましい食習慣等の普及啓発を行うことで、意識醸成をはかり、行動変容につなげます。	II <u>未来</u> につながる食育の推進 食品ロスの削減など環境と調和のとれた食料生産とその消費に配慮し、地産地消を推進するとともに、地域の多様な食文化を継承します。	III 地域や関係者がつながる食育の推進 市民や関係者が連携し活動することで、誰もが自然と健康になれる環境づくりを進めるとともに、未来につながる食育を効果的に推進します。
--	---	--

3 推進キャッチフレーズ

「おいしいね、たのしいね、たべるってだいじだね」

4 施策の体系

基本理念、基本目標の達成に向けた取り組みの中心となる5つの施策展開を定め、食育を推進する。

5 数値目標

「令和3年度市民の生活習慣等に関するアンケート調査」「令和4年度食育に関するアンケート調査」を実施。関係課と調整後、数値目標（案）を決定する。

4 食育施策の展開

5つ施策の分類は継続し、取り組み事業について、今後関係課と検討。基本目標や数値目標に連動するような取り組みについて今後関係課と調整する。

施策項目	取り組み項目	
★ 1 家庭・地域・ <u>職域</u> における食育の推進	1	健康づくりのための食育の推進
	2	妊産婦と乳幼児等への食育の推進
	3	高齢期における食育の推進
	4	歯科保健活動における食育の推進
	5	<u>家庭・地域</u> における食育の推進
	6	食品関連事業者や <u>職域</u> における食育の推進
2 保育所（園）、認定こども園、幼稚園、学校等における食育の推進	1	保育活動や教育活動を通じた食育の推進
	2	指導体制の充実
	3	給食を通じた食育の推進
	4	農業体験や食品の調理等の体験活動の推進
	5	保護者への普及啓発、地域との連携
3 地産地消の推進、環境に <u>配慮した</u> 食育の推進	1	市内産農畜産物への理解の促進
	2	地産地消の推進
	3	生産者と消費者との交流と体験活動の促進
	4	市内産農畜産物を活かした料理の普及
	5	環境に <u>配慮した</u> 食育の推進
★ 4 食の安全・安心等に関する情報の提供	1	食品の安全性等に関する情報の提供
5 食育推進運動の展開と連携・協力体制の確立	1	食育推進運動の展開
	2	関係機関・団体等との連携・協力体制の確立
	3	食育推進に関わる人材の育成・支援

5 ライフステージに応じた食育の推進

ライフステージを6つに区分した市民の行動指針

乳幼児期
(0～5 歳)

学童期
(6～11 歳)

思春期
(12～19 歳)

青年期
(20～39 歳)

壮年期
(40～64 歳)

高齢期
(65 歳以上)

6 計画の推進にあたって

関係機関・団体等と連携・協働して食育の推進に取り組む。また、計画の進行管理を定期的に行い、現状における課題、施策等を見直し、評価を実施する。